

改正

平成21年7月1日教委要綱第2号

平成27年3月18日教委要綱第1号

岡垣町立小中学校児童生徒就学援助費支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由により就学困難と認められる岡垣町立の小中学校、福岡県立の中学校及び中等教育学校前期課程に在学する児童生徒（以下「児童生徒」という。）の保護者に対し、必要な援助を与えることにより義務教育の円滑な実施に資するため、岡垣町が行う援助（以下「就学援助」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(援助対象者)

第2条 就学援助を受けることができる者は、岡垣町に住所を有する児童生徒の保護者又は学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第9条の規定により区域外就学の承認を受けた児童生徒の保護者で、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護及びこれに準ずる程度に困窮していると教育委員会が認めた者とする。

(就学援助費の申請)

第3条 経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者で、就学援助費の支給を受けようとする者は、準要保護児童生徒就学援助費申請書（別紙様式）に関係書類を添えて教育委員会に申請しなければならない。

2 前項の申請書は、教育委員会が指定する日までに提出しなければならない。ただし、転入者及び年度途中で支給を受けようとする者は、その都度申請することができる。

(要保護児童生徒等の認定基準)

第4条 要保護児童生徒として認定する者は、その保護者が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者である者とする。

2 準要保護児童生徒として認定する者は、その保護者が要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認める者とする。

3 前項の規定による認定基準は、生活保護法第8条第1項の規定に定める生活保護の基準を基礎とし、教育長が別に定める。

(認定結果の通知)

第5条 教育委員会は、第3条の規定により認定した結果を保護者及び校長に通知するものとする。

(支給対象経費)

第6条 支給対象経費の範囲は次の各号に掲げるものとし、支給額は教育長が別に定める。

- (1) 学用品 児童生徒の所持に係る物品で各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品
(実験、実習材料を含む。) 又はその購入費
- (2) 通学用品費 児童生徒(第1学年の者を除く。)が、通学のため通常必要とする通学用品
(通学用靴、雨傘、上ばき、帽子等)の購入費
- (3) 校外活動費(宿泊を伴わないもの) 児童生徒が学校行事として校外活動に参加するために直接必要な交通費及び見学科
- (4) 校外活動費(宿泊を伴うもの) 児童生徒が学校行事として校外活動(修学旅行を除く。)に参加するために直接必要な交通費及び見学科
- (5) 新入学児童生徒学用品費等 新入学児童生徒(年度当初に援助費給付対象として認定された児童生徒に限る。)が通常必要とする学用品、通学用品(ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨傘、上ばき、帽子等)の購入費
- (6) 修学旅行費 児童生徒が小学校または中学校を通じてそれぞれ1回参加する修学旅行に要する経費のうち、直接必要な交通費、宿泊費、見学科、並びに必要な経費として均一に負担すべきこととなるその他の経費
- (7) 医療費 学校保健法(昭和33年法律第56号)第17条の規定による疾病の治療に要する費用
(社会保険等に加入している場合は、被扶養者として社会保険等の給付を受けられる額を控除した額)
- (8) 学校給食費 児童生徒の学校給食に要する費用の実費
- (9) 準教科書費等 児童生徒が小学校または中学校において、学校が指定する補助教材に係る費用(年度当初に援助費給付対象として認定された児童生徒に限る。)

2 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者については前項6号及び7号に掲げる費目についてのみ支給する。

(就学援助費の支給方法)

第7条 就学援助費の支給は、教育委員会が金銭又は現物で、要保護者等に対して行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず校長が就学援助費の受領について要保護者等から委任された場合は、教育委員会は校長を通じて要保護者等に支給するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、就学援助に関し必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則 (平成21年7月1日教委要綱第2号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年3月18日教委要綱第1号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

様式 省略